

令和4年度地域再生に資する施策の評価

令和5年3月

内閣府地方創生推進事務局

目 次

1. はじめに	1
(1) 本評価の背景と目的	1
(2) 今年度の評価の視点	2
2. 令和4年度調査の分析結果	3
(1) 支援措置による違いについて	3
(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響について	13
(3) 官民連携について	20
3. 評価のまとめと次年度に向けた課題	35

1. はじめに

(1) 本評価の背景と目的

地域再生制度は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものである。

地域再生基本方針において、内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度、地域再生計画と連動した支援措置等について事後的な評価を行うこととされている。また、当該認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずることとされている。

地域再生制度は、創設以降これまで累次の制度改正が重ねられてきたが、特に、地方創生の流れを受けた平成 26 年以降は、

- ・平成 26 年臨時国会において、提出・認定手続のワンストップ化等による運用の改善
 - ・平成 27 年通常国会において、「小さな拠点」の形成のための支援措置や企業の地方拠点強化税制の創設といった支援措置の追加
 - ・平成 28 年通常国会において、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制の創設や「生涯活躍のまち」推進のための支援措置の追加
 - ・平成 30 年通常国会において、地域再生エリアマネジメント負担金制度等の創設等
 - ・令和元年臨時国会において、地域住宅団地再生事業制度の創設等
- を行うなど、支援措置メニューの大幅な拡充を図っている。

運用実績としては、平成 17 年の制度創設から 15 年以上が経過した近年においても継続的な制度活用がなされ、令和 4 年 12 月末までの間に累計 11,059 件の地域再生計画の認定が行われた。

特に、平成 28 年度以降は、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用する地域再生計画の認定が多数行われるなど、年度平均で約 1,198 件（平成 17～27 年度の年度平均認定件数は約 124 件）の地域再生計画が認定されている。

この「地域再生に資する施策の評価」は、地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）に基づき、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対してアンケート調査やヒアリング調査を行うこと等により、地域再生計画の認定制度、同制度に基づく法律上の措置及び地域再生計画と連動した支援措置に関する事項について評価を行うものである。

【参考】地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）

4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

7) 認定地域再生計画の実施状況等

② 地域再生に資する施策の評価

イ 内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度等について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らし、第三者の意見を聴いて、事後的な評価を行う。

ロ 意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。

ハ 内閣府及び関係府省庁は、イの評価及び各省庁が行う政策評価を踏まえ、地域再生計画認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずるものとする。

ニ なお、評価のための資料作成に当たっては、地方公共団体に過度の負担とならないよう、簡素化を図る。

(2) 今年度の評価の視点

今年度は、①支援措置による違い、②新型コロナウイルス感染症拡大の影響、③官民連携の取組に焦点を当て、昨年度の評価検討会における委員の意見等も踏まえ、調査分析を行った。

支援措置による違いについては、地域再生計画における支援措置の活用状況と「目標達成状況」、「進捗状況」とのクロス集計を行うことにより、傾向についての分析を行った。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、昨年度に引き続き、コロナ禍が地域再生計画へ与える影響を調査した。また、この状況の中で、地方公共団体が事業を進める上でどのような対策や工夫を行っているかについても分析した。

官民連携の取組については、ヒアリングによる事例調査を行うとともに、地方公共団体が民間団体と連携・協働することによる効果や地域再生計画の中で取り組む事業において、民間団体の果たす役割について深堀を行った。さらに、官民連携する上での課題についても調査を行った。

2. 令和4年度調査の分析結果

(1) 支援措置による違いについて

<調査分析の視点>

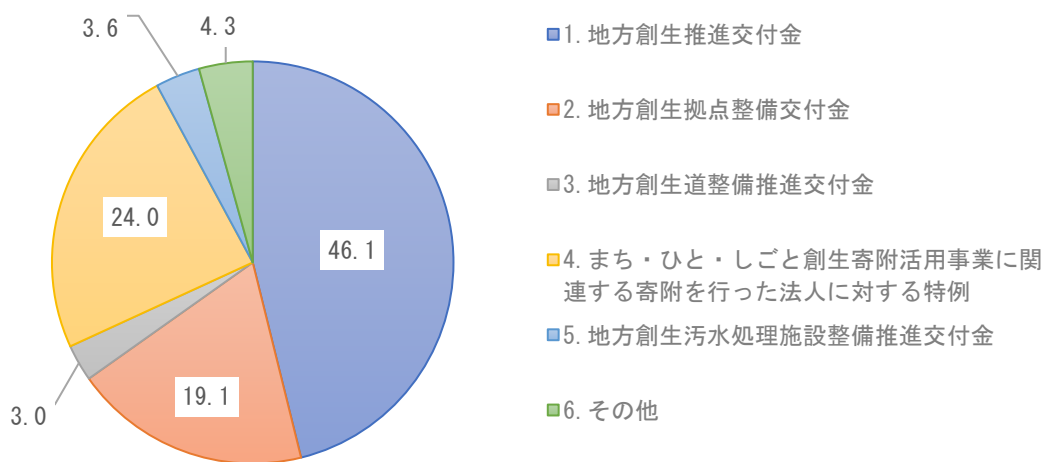
今年度の調査対象「令和4年3月31日時点で活用されている計画（当該時点で計画期間が終了するものを含む）5,650計画」について、「目標達成状況」や「進捗状況」、「支援措置活用に当たっての課題・問題点・改善点等」を「支援措置による違い」の観点から分析を行った。

<調査分析の結果>

① 認定地域再生計画における支援措置の活用状況

認定地域再生計画の中で活用されている支援措置をみると、「1. 地方創生推進交付金」が46.1%で最も多く、「4. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」が24.0%、次いで「2. 地方創生拠点整備交付金」が19.1%となっている。

図表 1：認定地域再生計画における支援措置の活用状況（複数回答）



n=5,448、単位：%

図表 2：認定地域再生計画における支援措置の活用状況（複数回答）

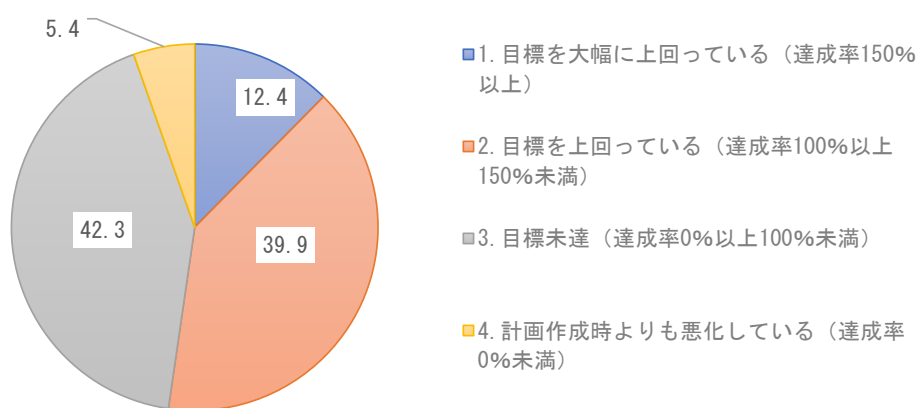
活用している支援措置の名称	件数	構成比(%)
まち・ひと・しごと創生交付金の活用	1. 地方創生推進交付金	2,513 46.13
	2. 地方創生拠点整備交付金	1,039 19.07
	3. 地方創生道整備推進交付金	161 2.96
	4. 地方創生汚水処理施設整備推進交付金	195 3.58
	5. 地方創生港整備推進交付金	47 0.86
まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附に係る課税の特例	6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	1,305 23.95
地域再生のための利子補給金の支給	7. 地域再生支援利子補給金	14 0.26
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の作成等	8. 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例	36 0.66
地域来訪者等利便増進活動計画の作成等	9. 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	1 0.02
商店街活性化促進事業計画の作成等	10. 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	2 0.04
地域再生土地利用計画の作成等	11. 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置	4 0.07
自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例	12. 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例	0 0.00
生涯活躍のまち形成事業計画の作成等	13. 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	3 0.06
地域住宅団地再生事業計画の作成等	14. 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例	1 0.02
既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成等	15. 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例	1 0.02
地域農林水産業振興施設整備計画の作成等	16. 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例	0 0.00
株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例	17. 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例	0 0.00
構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例	18. 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例	1 0.02
	19. 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例	0 0.00
	20. 地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例	2 0.04
補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化	21. 補助対象施設の有効活用	5 0.09
	22. 補助金で整備された公立学校施設の転用の財産処分手続きの弾力化	6 0.11
	23. 史跡等購入費補助金により購入した土地の一時転用	0 0.00
	24. 公立社会教育施設の有効活用	1 0.02
	25. 社会体育施設の有効活用	2 0.04
	26. 勤労青少年ホームの施設処分	0 0.00
	27. 職業能力開発校の施設処分	0 0.00
	28. 保健衛生施設等の有効活用	0 0.00
	29. 農林水産関係補助対象施設の有効活用	4 0.07
	30. 下水道補助対象財産の有効利用	0 0.00
	31. 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	8 0.15
	32. 特定優良賃貸住宅における目的外使用承認の柔軟化	0 0.00
	33. 環境省関係補助対象財産の有効活用	0 0.00
	34. 防衛省関係補助対象財産の有効活用	0 0.00
特定地域再生事業	35. 特定地域再生支援利子補給金	2 0.04
	36. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	2 0.04
	37. 特定地域再生事業に係る地方債の特例	1 0.02
「地域の知の拠点再生」「地域の雇用再生」「地域のつながり再生」「地域の再チャレンジ推進」「地域の交流・連携推進」「地域の産業活性化」及び「地域の地球温暖化対策推進」の各プログラムに位置付けている支援措置	38. 地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業	0 0.00
	39. ふるさと融資の限度額拡大	2 0.04
	40. 過疎地域持続的発展支援交付金	8 0.15
	41. 外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	0 0.00
	42. 外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	1 0.02
	43. 地域雇用活性化推進事業	3 0.06
	44. 地域若者サポートステーション事業	0 0.00
	45. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	16 0.29
	46. 経営体育成総合支援事業	0 0.00
	47. 食料産業・6次産業化交付金（うち6次産業化の推進支援事業）	2 0.04
	48. 地域食農連携プロジェクト推進事業	2 0.04
	49. イノベーション創出強化研究推進事業	0 0.00
	50. 農山漁村振興交付金	5 0.09
	51. 地域マイクログリッド構築支援事業	1 0.02
	52. 中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	0 0.00
	53. 地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	0 0.00
	54. 地域公共交通確保維持改善事業	4 0.07
	55. 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	0 0.00
56. 住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）	0 0.00	
57. 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居要件の設定	3 0.06	
58. 再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業	0 0.00	
その他 （各プログラムに属さない横断的支援措置）	59. 公共施設を転用する事業へのリニューアール債の措置	2 0.04
	60. 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	2 0.04
	61. 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	1 0.02
62. その他	40 0.73	
合計	5,448	

② 認定地域再生計画の目標達成状況

令和3年度末時点の認定地域再生計画の各目標の達成状況は、「1. 目標を大幅に上回っている」が12.4%、「2. 目標を上回っている」が39.9%となっており、「目標を上回っている」計画が52.3%となっている。

昨年度の「目標を上回っている」計画は43.1%であったため、各目標の達成状況が改善されていることが分かる。

図表 3：認定地域再生計画の目標達成状況（令和3年度）



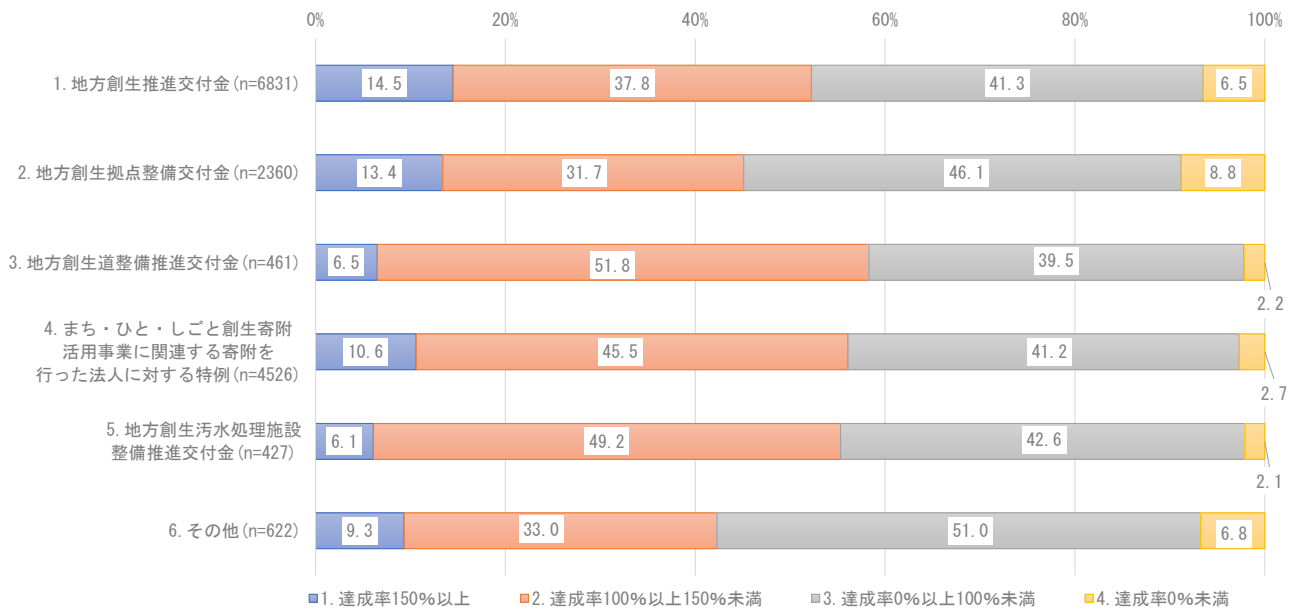
n=13,937、単位:%

③ 支援措置別の認定地域再生計画の目標達成状況

令和3年度末時点の認定地域再生計画の各目標の達成状況を支援措置別にみると、「1. 地方創生推進交付金」、「3. 地方創生道整備推進交付金」、「4. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」、「5. 地方創生汚水処理施設整備推進交付金」において、達成率100%以上が半数以上になっている。

特に、「地方創生推進交付金」においては、「達成率150%以上」が14.5%あり、高水準で達成した事例も多く見受けられる。

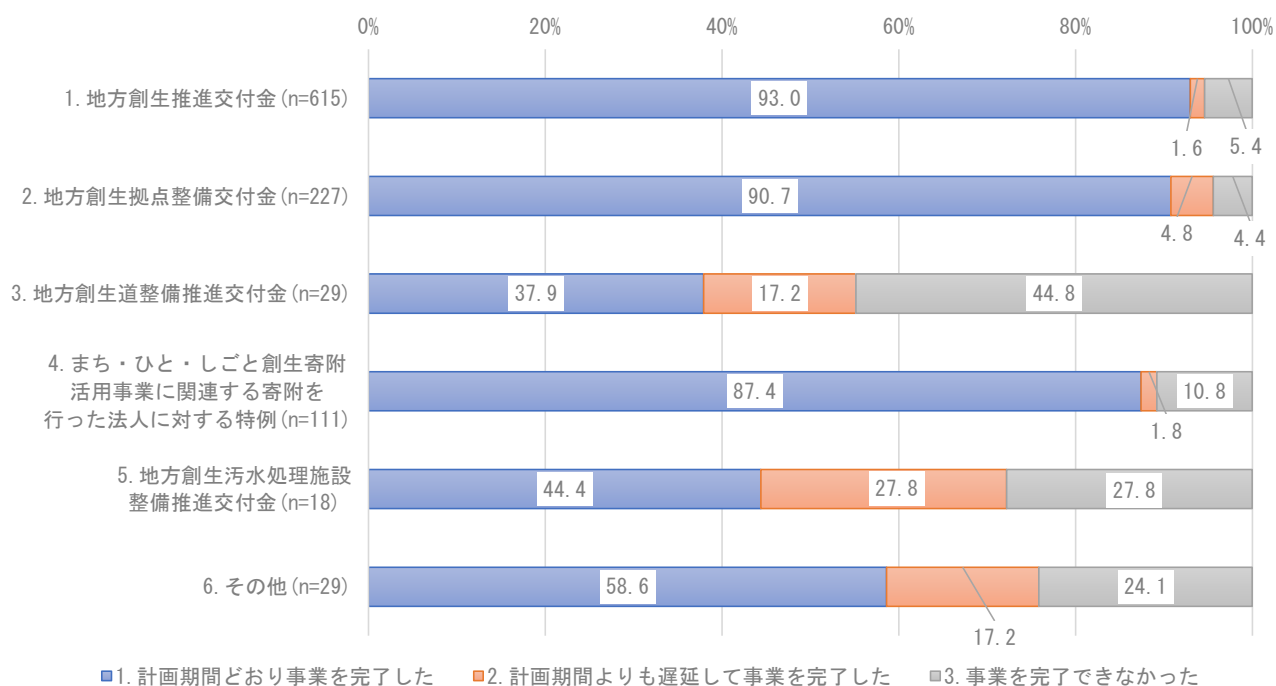
図表 4：支援措置別の認定地域再生計画の目標達成状況（令和3年度）



④ 支援措置別の計画期間が令和3年度末までの認定地域再生計画の進捗状況

計画期間が令和3年度末までの認定地域再生計画の進捗状況を支援措置別にみると、「1. 地方創生推進交付金」及び「2. 地方創生拠点整備交付金」では、「1. 計画期間どおり事業を完了した」計画が90%を超えており、概ね計画通りに終了できた計画が多くなっている。

図表 5：支援措置別の計画期間が令和3年度末までの認定地域再生計画の進捗状況



＜支援措置活用に当たっての課題・問題点・改善点等＞

支援措置活用に当たっての課題・問題点・改善点等については、下記の回答があったことから、これらへの対応が求められる。

① 支援措置の活用全般について

支援措置の活用全般について、課題・問題点・改善点等の主な記述を整理すると、以下のとおりである。

■ 人材・財政不足等

- ・ 地域商社機能を持つ団体は地方創生において重要な役割を担うが、公益性の高い事業を行うための財政基盤が弱く、持続可能な運営が厳しい。
- ・ 人件費等を含む運営を支援する制度があるとよい。
- ・ 事業者がそもそもいないため手探り状態でなかなか前に進まない。
- ・ 町内において、活用に至るまでのノウハウと人材が不足している。

■ 柔軟な対応等

- ・ 事業工期に制約があることで、規模の大きい整備が難しくなっている。
- ・ 補助対象が限定され、地域の状況によっては要件に合致しないことや、計画の策定、モニタリングに労力を要する点が課題となっている。
- ・ 新規就労支援事業として実施しているため、事業対象者を求職者に限定しているが、官民連携プラットフォーム（女性デジタル人材育成部会）の委員からは非正規雇用労働者のキャリアチェンジ目的等、対象者を広げられるとよい、との意見をいただいている。
- ・ 地域主体のまちづくりを行うに当たり、まちづくりの体制の立ち上げ段階までは地方創生推進交付金により順調に進んでいるが、地元事業者等が本業を携えた上で、人件費等を要しないボランティアで行っているような地域主体のまちづくりを継続するには、立ち上げ段階の支援だけでなく、中長期的なサポートも必要という課題があり、そのサポートを実現する支援メニューがあるとよい。

■ 制度活用の課題等

- ・ 市町村担当者や立地検討中の企業に対し、制度の周知・普及を図っていく必要がある。
- ・ 制度が多岐にわたっているため、理解が追い付かない。
- ・ 新たな事業ニーズが見えておらず、活用に至っていない。
- ・ 支援措置の制度内容について国からの具体的な指示が遅い（本県の予算要求後）ため、事業構築が困難かつ手戻りが多い。
- ・ 「人材派遣型」を活用したいと考えているが、まだ実施している自治体が少ないため、参考事例がなく手探りで進めている状況であり、スムーズに進まない。

■ 事務の簡素化・軽減等

- ・ 推進交付金等を活用しようとするとう事務が煩雑なうえ、計画策定までの期間が短い。
- ・ 計画作成に係る事務手続が煩雑、かつ膨大であるため、必要な項目等を取捨選択していただきたい。
- ・ 地域再生計画に紐付く支援措置の体系や制度が複雑すぎて活用困難なため、フロー図などを用いて簡単に手続が必要か否かを判断できるとよい。

② 特定の支援措置の活用について

特定の支援措置の活用について、課題・問題点・改善点等の主な記述を整理すると、以下のとおりである。

■ 地方創生推進交付金

- ・ 事業実施報告が毎年10月頃に実施されるが、毎年調査項目が変更・追加されるとともに、過去提出している実施計画や実績報告から転記するような項目が多くある。過去の提出物から分かるものは調査項目としないか、調査発出時点で入力された状況としていただきたい。
- ・ KPIの達成状況が芳しくないため、変更申請により事業を追加する際、総事業費の増額に伴い、KPIの上方修正が必要になった。これにより、現状のKPIと目標値の乖離が大きくなり、外部有識者による効果検証の際も、説明が難しかった。事業費が増額する場合も、実態に合った適切なKPIを設定させていただきたい。
- ・ 地方でつくったものを都会へ売る産業にしても、都会の人々を地方へ呼び込む観光交流事業にしてもコロナ禍と計画期間が重なった取組は明らかに条件が不利であり、思うような活動ができなかったため継続的な支援が行えるようにしていただきたい。
- ・ 就活サイト構築など主にハード面での整備に重点を置いてきたこともあり、ソフト面についてはこの基盤を活かしてこれから積極的に展開していくが、交付期間が3年間では、事業自体(若者の地元就職・定着)がすぐに目に見える効果をあげることが難しく、地域の16市町が一体となって根気よく事業を継続していくことが、将来的にこの事業の目的につながっていくと考えている。
- ・ 非常に自由度の高い交付金であるが、長期に事業を計画することが難しく、また計画を変更する手続も煩雑である。例えば、新規申請においては、計画までいかずとも、構想レベルでの採択がなされると助かる。その後継続申請などで細部を作りこんでいくような仕組みとなっているとありがたい。
- ・ 民間団体が3月まで事業を実施していても、補助金の支払いを3月末までに完了しなければならない制約上、2月分までの支払いしか国の補助金が付かず、課題となっている。
- ・ 地域住民の自主的な活動を推進していく事業内容であるため、実績報告は、地域住民の活動実績も提出する必要がある。3月末までの活動の報告書類一式を4月1日に揃えるというスケジュールはかなりタイトである。4月に報告するために地域の取組を年度途中で一旦区切るには地域住民にも負担がかかり、また一貫した活動になりにくいいため、事業内容へ影響が及ぶ。

■ 地方創生拠点整備交付金

- ・ 施設整備に際して、建物本体工事が全体工事費の8割超であることが求められているが、外構・造成や建物内の展示物等も整備する必要がある場合、この比率を守ることが困難になるため、7割超とするなど条件緩和をしてほしい。
- ・ 現年度で整備を実施し、翌年度より施設利用を開始する場合、利用開始後に必要な整備等が発生しても対処できないことがある。より精度の高い整備となるよう次年度への繰越要件の緩和など、2年計画を可能にするなどしていただきたい。
- ・ 交付申請の際、申請書類として、地域再生計画と同内容の拠点整備計画の提出が求められており、事務が二重で発生している。計画の変更申請の際には、両方の変更が必要となり煩雑である。

■ 地方創生道整備推進交付金

- ・ 市町村道、広域農道、林道の一体的な整備の要件廃止。
- ・ 「異なる2以上の施設の整備」という要件が、支援措置活用の支障（新規事業計画の策定が困難）となっている。

■ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例

- ・ 法人税の控除にかかる寄附である性質上、企業の決算状況に応じての寄附となる。そのため想定していたものより増減する場合がある。当制度・計画の性質上、事業費を超えての受入れはできないことから年度によっては受け入れることができず、計画通りの額に満たないことがある。基金への積み立てにより若干の融通は利くように思えるが実際には地域再生計画の手続のなかで、基金執行計画の提出が求められることで融通が利かないことがある。特にハード事業に活用しようとする際、世情により工程が遅延、物価が上昇した場合等に対応できない。
- ・ 本市では、総合戦略に記載されている内容が全て、上記支援措置に該当するような記載となっている。そういったなかで、総合戦略のアクションプランに記載されていないが、地域再生計画の基本目標になった新規事業は対象となるのか不明瞭であり、最終的に国へ判断を仰ぐ必要が出てくる。
- ・ 制度主旨を鑑み、制度の恒久化を求めたい。
- ・ 民間事業者に対して、さらなる効果的なPRや周知を行うなど、営業活動の促進が必要。

■ 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

- ・ 本特例の要件については、雇用者の増加人数に係る税額控除の適用要件に「事業主都合による離職者がいないこと」とあるが、企業が移転する際に従業員の家庭の都合等により離職する場合があります（これが事業主都合による離職となる場合は）、この要件を満たすことは困難で、実際に本県ではこれまでこの税額控除の適用がない。

＜政策への反映の方向性＞

令和3年度末時点の認定地域再生計画の各目標の達成状況を見ると、「目標を上回っている」計画が過半数を占めており、一定の成果が得られている。

これを支援措置別にみると、「地方創生推進交付金」において「達成率 150%以上」が 14.5%を占め、高水準で達成した事例も多く見受けられる。

一方、支援措置の活用全般については、「団体によっては公益性の高い事業を行うための財政基盤が弱く、持続可能な運営が厳しい」、「支援措置活用に至るまでのノウハウと人材が不足」などの人材・財政不足等が挙げられ、「事業工期に制約があることで、規模の大きい整備が難しくなっている」、「事業の立ち上げ段階の支援だけでなく、中長期的なサポートも必要」といった意見があり、それらに対する柔軟な対応事務手続の負担軽減等も求められている。

また、「人件費等を含む運営を支援する制度があるとよい」、「市町村担当者や立地検討中の企業に対し、制度の周知・普及を図っていく必要がある」といった提言もあった。

他方、課題等を特定の支援措置別にみると、「地方創生推進交付金」については、「過去提出している実施計画や実績報告から転記するような項目が多い」、「事業費を増額する場合も、実態に合った適切な KPI を設定できるようにしてほしい」、「非常に自由度の高い交付金であるが、長期に事業を計画することが難しく、また計画を変更する手続も煩雑」などの意見があった。

「地方創生拠点整備交付金」については、「建物本体工事が全体工事費の 8 割超が条件であるが、外構・造成や建物内の展示物等も整備する必要がある場合、この比率を守ることが困難になる」、「施設利用開始後に必要な整備等が発生しても対処できないことがあるため、次年度へ繰越ができるようにしてほしい」といった意見が挙げられた。

「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」については、制度活用のメリットがより周知され、自治体と民間企業のそれぞれの意向が一致することでより一層事業の推進が図られている事例も見受けられる。両者がそれぞれメリットを享受することができ、幅広い分野で活用が進んでいることを引き続き案内し、さらなる民間投資を促すことも重要だと考える。一方で、「事業費を超えての受入れはできない」ことや「基金への積み立てにより若干の融通は利くように思えるが、実際には地域再生計画の手続のなかで、基金執行計画の提出が求められることで融通が利かないことがある」などの意見もあった。

地方創生の取組を推進するために、支援措置の活用を活発にし、地域再生計画の策定を促進させることが今後も重要になってくる。地域における課題の解決に資するよう、支援措置ごとの性質による問題点や改善点に対する対応を検討していく必要があると考えられる。同時に、地方公共団体の限られたリソースで成果を出している事例の共有を行う、人材支援制度の活用を促す等、支援措置の活用を推進していくことも大切である。

さらには、人件費等を含む運営を支援するソフト面への支援も可能とすることや地域再生制度や支援措置の認知度を高めるために、地方公共団体のみならず、企業など民間も含め、制度内容や利用方法等についての周知・普及を図っていく必要がある。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響について

<調査分析の視点>

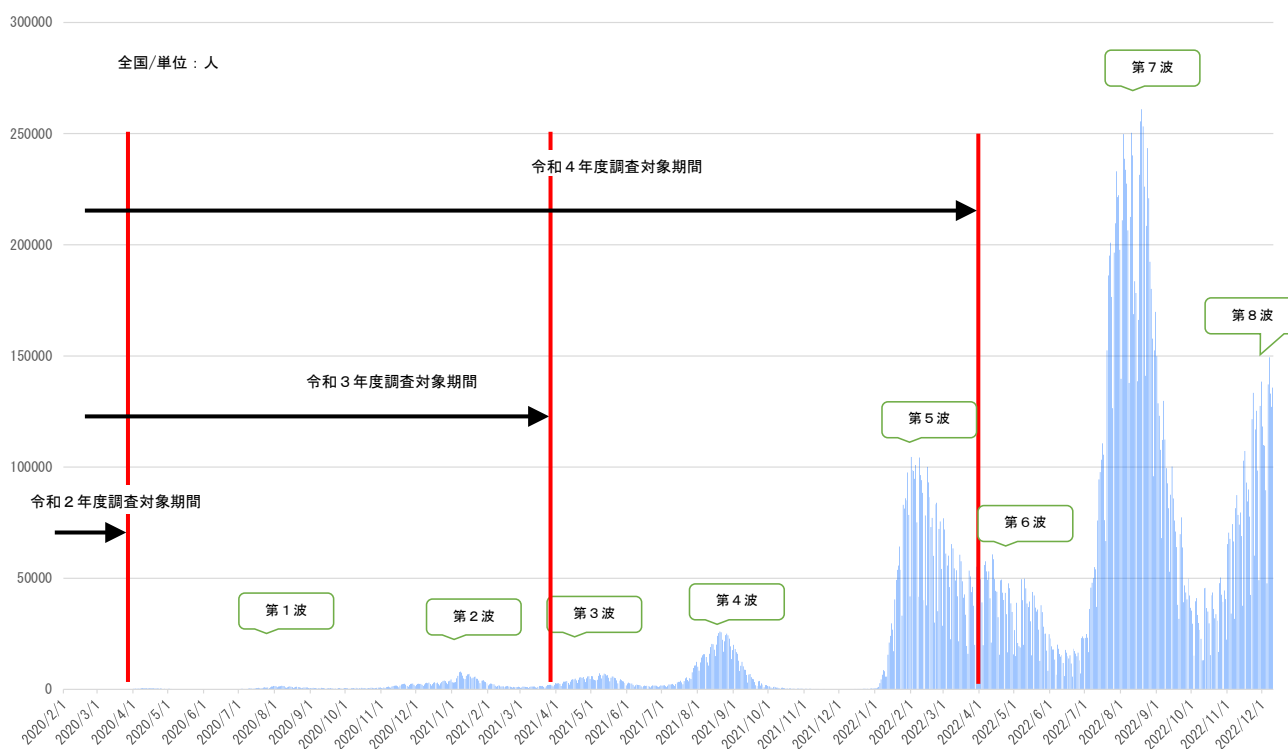
今回のアンケート調査は令和4年3月末時点の認定地域再生計画を対象としているが、令和5年3月時点においては、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めてから約3年が経過したところである。ワクチン接種の進展による重症化リスクの軽減や、経済維持活動の観点からデジタル活用が普及し始めたことなどにより、感染症対策を講じつつも経済活動を再開する動きが進んでいる。人の往来の抑制やイベント開催の制限、飲食店での人数制限などが徐々に緩和されてきており、地域によっては観光事業を始め社会経済活動が少しずつ従来の水準に回復しつつある状況である。

コロナ禍においては、地方公共団体の地域再生計画の事業も、感染症対策の長期化により新しい生活様式への対応や政策の見直し、新しい方針を打ち出すことを余儀なくされたと考えられる。

新型コロナウイルス感染症の流行が、地域再生計画にどのような影響を及ぼしたのか、各指標に基づいて振り返るとともに、地方公共団体がコロナ禍においての目標達成や事業継続のために行った対策や工夫について、アンケート調査の結果等を見ながら考察する。

参考に、我が国における新型コロナウイルス感染者数の推移は、下の図表のとおりとなっている。

図表 6 新型コロナウイルス感染者数の推移



出所：厚生労働省ホームページ「オープンデータ」より作成

<調査分析の結果>

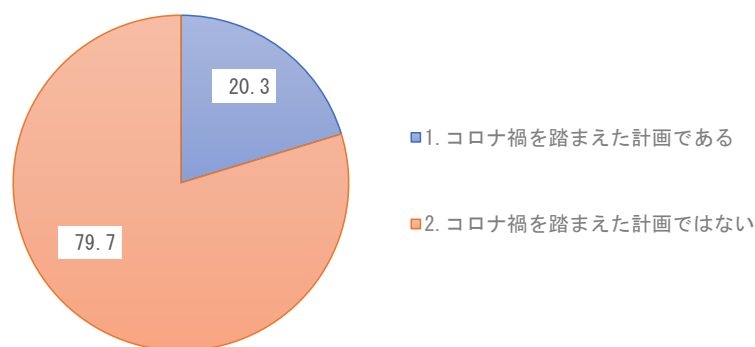
① コロナ禍での認定地域再生計画への対応

調査対象時点である令和3年度末時点で活用されている認定地域再生計画について、コロナ禍を踏まえた計画であるかをみると、「1. コロナ禍を踏まえた計画」が20.3%、「2. コロナ禍を踏まえた計画ではない」が79.7%となっている（図表7）。

コロナ禍が始まり数年が経過する中で、コロナ禍の先を見据えた事業を計画する地方公共団体が今後も増えていくことが予想できる。

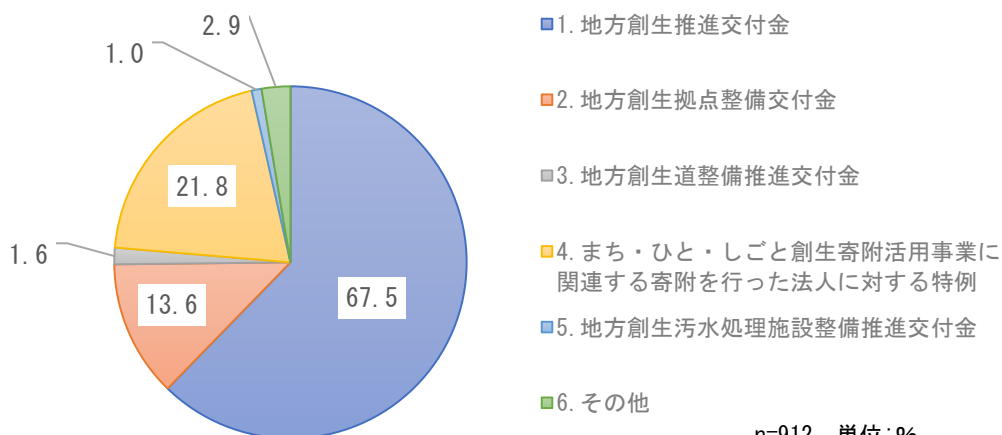
また、「コロナ禍を踏まえた計画である」と回答した計画において活用している支援措置をみると、「1. 地方創生推進交付金」の割合が67.5%となっている（図表8）。地方創生推進交付金は、交付対象事業の自由度が高いため、社会情勢などに対応しやすいことが影響していると考えられる。また、地方創生推進交付金のほかにも地域の実情に応じた支援措置を活用することで、各団体が現状に適応し、新たな事業を展開していることと考えられる。

図表 7：コロナ禍を踏まえた認定地域再生計画



n=4,485、単位：%

図表 8：コロナ禍を踏まえた認定地域再生計画で活用されている支援措置



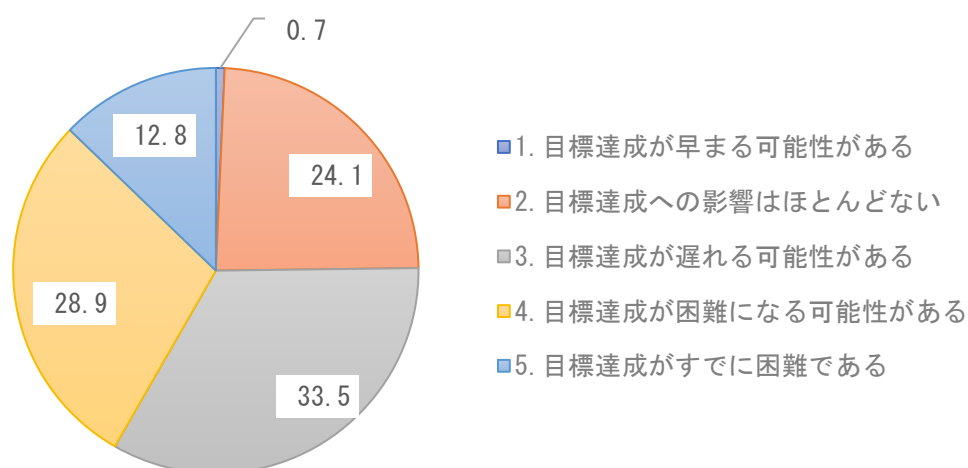
n=912、単位：%

② 新型コロナウイルス感染症拡大による認定地域再生計画の目標達成への影響

「コロナ禍を踏まえた計画ではない」と回答した認定地域再生計画について、新型コロナウイルス感染症拡大による地域再生計画の目標達成への影響をみると、「3. 目標達成が遅れる可能性がある」が 33.5%で最も多く、「4. 目標達成が困難になる可能性がある」が 28.9%、「5. 目標達成がすでに困難である」が 12.8%となっており、マイナスの影響を感じている計画が 75.2%となっている。

新型コロナウイルス感染症拡大が地域再生計画に与える負の影響は大きいですが、昨年度（令和3年度）調査結果では、マイナスの影響を感じている計画の割合が 78.2%となっており、わずかながらも改善傾向にあることがうかがえる。

図表 9：新型コロナウイルス感染症拡大による認定地域再生計画の目標達成への影響



n=3,487、単位:%

③ 新型コロナウイルス感染症拡大による認定地域再生計画への具体的な影響

「コロナ禍を踏まえた計画ではない」と回答した認定地域再生計画について、新型コロナウイルス感染症拡大による地域再生計画への影響をみると、以下の記述があった。

事業実施に当たって人流制限があるなど、引き続き負の影響が多くあることが分かる。

■ 人流抑制・イベント制限

- ・ イベントなどが実施できず活動のPRができない。
- ・ 首都圏で計画していたイベントが実施できなかった。
- ・ セミナーの開催など対面で実施することができなかった。
- ・ 各種イベントの縮小・中止により観光客が減少した。
- ・ 観光入込客数の増加が見込めない施設の利用制限を行ったことで、目標値を下回った。

■ その他の影響

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大は地方創生関連施策の実施に甚大な影響を及ぼした一方、都市部の企業の地方移転への関心が高まるなど、追い風ともいえる働き方や価値観の変化ももたらしており、一概にはその影響を評価するのは困難である。
- ・ 地方就職への機運が高まり内定件数が増加した。
- ・ 個人の起業が難しい状況になった。
- ・ 子どもの出生数が一時的に減った。

④ コロナ禍での計画目標達成のための対策や取組

認定地域再生計画について、コロナ禍における計画目標達成のためにどのような対策や取組を行っているかをみると、以下の記述があった。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響はあるものの、下記の対策や取組を行うことにより、計画した事業の継続が図られている。

■ オンライン・Web を活用

- ・ オンラインを活用した商談会や就業相談会を開催し、コミュニケーションの維持に努めた。
- ・ Webを活用したオンライン対応により調査及びPR等の取組を進めた。
- ・ 人の対面や直接の接触を必要としない取組により事業を実施した。
- ・ ECサイトの立ち上げやオンライン観光ツアーの実施など、リアルとオンラインを融合させた効果的なプロモーションを展開した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用による事業者への経済支援やサテライトオフィスの開設、オンラインを活用した県外者への説明会や情報発信等を実施した。

■ テレワークに対応

- ・ コロナ禍を契機とした人口密集のリスク回避やテレワークの拡大に伴い、地方への本社機能の移転やサテライトオフィスの開設を提案した。
- ・ テレワークの普及に伴い、空き家を活用してコワーキングスペースの提供等の機能を有する施設のニーズ調査等について検討した。
- ・ テレワーク需要を活かした、移住体験兼テレワークでの施設利用希望者に対してPRを行った。
- ・ 交付金を活用して整備した拠点施設の利用促進キャンペーンやテレワーク機能を付加する施設整備などを行った。
- ・ テレワークの普及に伴い、仕事の場所が限定されないことを活かし、二地域居住促進の拠点施設を活用して、二地域居住の足掛かりとなるテレワークを兼ねた滞在体験イベントを実施した。

■ 感染症対策の実施

- ・ 移動販売車の集積拠点の整備、バス車内の混雑情報の発信などの取組といった接触機会の削減による対策を行っている。
- ・ お試し移住の実施に当たって、参加者数を本来の人数よりも減らし、少ない人数の参加者の要望を反映させた移住体験プログラムを用意するなど、十分な感染症対策を行いながら事業を継続している。
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防のため、一部の事業の実施を1年先送りにした。
- ・ キャッシュレス化の推進により、接触機会を減らす。

- ・ 地元温泉地区全体における「安心・安全な観光地」や新型コロナウイルス感染症に対応した「新しい旅行スタイル」の定着に向けて、観光客や来街者のニーズを捉えた施策を展開するとともに、これまで以上に官民連携で「地元温泉のブランド力」の向上に取り組んでいる。

■ アフターコロナへの対応

- ・ アフターコロナを見据えた体験型観光、既存施策のブラッシュアップを実施した。
- ・ マイクロツーリズム需要の取り込みに向けた観光プロモーションや、台湾をターゲットとしたインバウンド誘致活動を行った。
- ・ 観光客数を増やすという視点ではなく、アフターコロナを見据えたオンラインコンテンツ（バーチャルツアー、PR動画）を充実させた。
- ・ 多言語対応案内板の整備等、インバウンドの受入れ態勢の強化を行った。
- ・ アウトドアファン層の獲得に向け、マーケティング事業における、Web調査、既存事業者へのヒアリング、サイクルートの試走調査などを通し、事業計画を策定する。
- ・ リモートワークやワーケーションなどの非接触型の働き方を実践している個人や企業に対し、体制の基盤整備といったインフラの整備に取り組んでいる。

＜新型コロナウイルス感染症拡大による影響や対策のまとめ＞

昨年の調査時と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大による地方公共団体を取りまく環境は厳しいものである。今回の調査対象のうち、コロナ禍を踏まえていない認定地域再生計画は約8割であり、人流の抑制やイベントの制限などによる事業の縮小・中止を余儀なくされるなど、コロナ禍が地域再生計画に与えるマイナスの影響は大きい。

一方で、「少ない人数の参加者の要望を反映させた移住体験プログラムの開発」による移住促進の普及活動や「オンライン観光ツアーの実施」など、デジタル技術の活用を進展させる契機となっている地域もあり、地方公共団体ごとに柔軟な対応を図っていることが分かった。

同時に、ウィズコロナ・アフターコロナへの対策として、オンラインの活用によるイベントの開催、SNSを活用した情報発信、住民サービスのデジタル化やECサイトの立ち上げ等のDX推進が図られている。加えて、事業の持続的な効果をあげるため、地方公共団体が地域の事業者に対して支援を行い、移動販売車の集積拠点の整備、新しい生活様式に配慮したテレワークによる働く場を整備するといった取組も見受けられる。

従来の社会活動が制限される中で、困難な状況に対処するためにアイデアや工夫を重ねることで地域によっては事業に一定の効果を見せている。地域再生のために官民協働で民間の技術力を生かす取組は、アフターコロナに向けての持続可能な自治体運営のためには不可欠であり、横展開を図ることが重要である。

また、コロナ禍の先を見据え、地域の在り方や事業戦略の見直しを行うことで、新たな事業の契機や創造につなげることもできる。押印レスやキャッシュレス化の推進、申請手続の電子化など今後ますます進むと思われる自治体のDX推進について、地方創生の活動を維持していくため、社会情勢にマッチした制度の検討が求められている。

(3) 官民連携について

<調査分析の視点>

多くの地方公共団体にとって、厳しい財政状況や人口減少などに適切に対応しながら、活気に溢れる地域経済を実現していくことは喫緊の課題である。地域経済を再生し雇用を創出するための新産業の構築、人口減少や少子高齢化により弱体化したコミュニティの再構築など、地域により課題は様々であり、各地域の実情にあわせた様々な官民連携事業が全国で検討、実施されている。なお、ここでの官民連携とは、地方公共団体のみの取組ではなく、民間と協働して行う事業とし、PPP・PFI 等に加えて、業務委託を通じた民間ノウハウの活用等を含むものとする。

本調査では、認定地域再生計画ごとに官民連携についてのアンケートを行った。アンケート項目ごとに回答を集計し、官民連携におけるメリット、工夫、課題などについて考察する。あわせて、ほかの地域において良質なサービスの提供や行政のコスト削減、ひいては地域活性化等に向けて参考となるよう分析を行う。

また、特に効果的に民間の力を活用し、連携を効果的に進めている官民連携事例について、6件のヒアリング調査を行った。その中では、「当該事業の特徴」、「官民連携事業をするに至った背景・経緯」、「連携におけるそれぞれの役割」、「官民連携によるメリット・デメリット」、「事業運営における工夫」、「官民連携事業の今後の展望」等について質問した。

<調査分析の結果>

① 連携している法人格

認定地域再生計画について、連携している法人格をみると、「1. 株式会社」が 49.6%で最も多く、「2. 一般社団法人」が 21.5%、次いで「16. 商工会」が 13.2%となっており、「6. 特定非営利活動法人」、「9. 国立大学法人」、「11. 学校法人」、「14. 農業協同組合」、「17. 商工会議所」がそれぞれ 10%台と続いている。

後述のように官民連携のメリットとしては、民間の技術やノウハウを活用することが大きく、中でも「株式会社」は迅速かつ柔軟に対応できることから連携対象としている事例も多いと考えられる。

図表 10：連携している法人格



(注) 複数回答のため、合計は 100%にはならない。

図表 11：支援措置別の連携している法人格

上段：実数 下段：構成比(%)	1 株式会 社	2 一般社 団法人	3 一般財 団法人	4 公益社 団法人	5 公益財 団法人	6 特定非 営利活動 法人	7 社会福 祉法人	8 医療法 人
全体	2245 49.6	972 21.5	238 5.3	194 4.3	344 7.6	470 10.4	213 4.7	96 2.1
1. 地方創生推進交付金	1294 56.2	598 26.0	137 6.0	124 5.4	220 9.6	270 11.7	83 3.6	35 1.5
2. 地方創生拠点整備交付金	408 44.2	171 18.5	42 4.6	30 3.3	58 6.3	77 8.3	29 3.1	13 1.4
3. 地方創生道整備推進交付金	62 42.2	36 24.5	9 6.1	6 4.1	22 15.0	14 9.5	- -	2 1.4
4. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に 関連する寄附を行った法人に対する特例	463 42.5	172 15.8	50 4.6	34 3.1	39 3.6	109 10.0	92 8.4	43 3.9
5. 地方創生汚水処理施設整備推進交付金	36 43.4	14 16.9	5 6.0	5 6.0	5 6.0	7 8.4	3 3.6	1 1.2
6. その他	167 48.8	59 17.3	29 8.5	22 6.4	28 8.2	31 9.1	19 5.6	10 2.9

上段：実数 下段：構成比(%)	9 国立大 学法人	10 公立大 学法人	11 学校法 人	12 準学校 法人	13 特例民 法法人	14 農業協 同組合	15 農事組 合法人	16 商工会
全体	483 10.7	214 4.7	454 10.0	8 0.2	2 0.0	479 10.6	99 2.2	597 13.2
1. 地方創生推進交付金	313 13.6	139 6.0	260 11.3	5 0.2	- -	243 10.6	49 2.1	297 12.9
2. 地方創生拠点整備交付金	75 8.1	33 3.6	60 6.5	1 0.1	- -	83 9.0	24 2.6	98 10.6
3. 地方創生道整備推進交付金	10 6.8	5 3.4	10 6.8	- -	- -	14 9.5	1 0.7	12 8.2
4. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に 関連する寄附を行った法人に対する特例	86 7.9	33 3.0	121 11.1	2 0.2	2 0.2	130 11.9	24 2.2	180 16.5
5. 地方創生汚水処理施設整備推進交付金	8 9.6	2 2.4	7 8.4	- -	- -	6 7.2	1 1.2	11 13.3
6. その他	40 11.7	21 6.1	35 10.2	1 0.3	- -	28 8.2	9 2.6	46 13.5

上段：実数 下段：構成比(%)	17 商工会 議所	18 森林組 合	19 生産森 林組合	20 森林組 合連合会	21 認定団 体のみの 事業のた め連携し ていない	22 その他
全体	479 10.6	169 3.7	11 0.2	39 0.9	1115 24.6	637 14.1
1. 地方創生推進交付金	292 12.7	67 2.9	3 0.1	20 0.9	393 17.1	310 13.5
2. 地方創生拠点整備交付金	61 6.6	27 2.9	1 0.1	7 0.8	223 24.2	128 13.9
3. 地方創生道整備推進交付金	16 10.9	11 7.5	- -	4 2.7	53 36.1	22 15.0
4. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に 関連する寄附を行った法人に対する特例	97 8.9	66 6.1	5 0.5	7 0.6	397 36.4	171 15.7
5. 地方創生汚水処理施設整備推進交付金	11 13.3	- -	- -	- -	32 38.6	10 12.0
6. その他	44 12.9	11 3.2	2 0.6	4 1.2	105 30.7	45 13.2

(注) 複数回答同士のクロス集計のため、「1～6」の合計値は、全体の合計より大きくなっている。

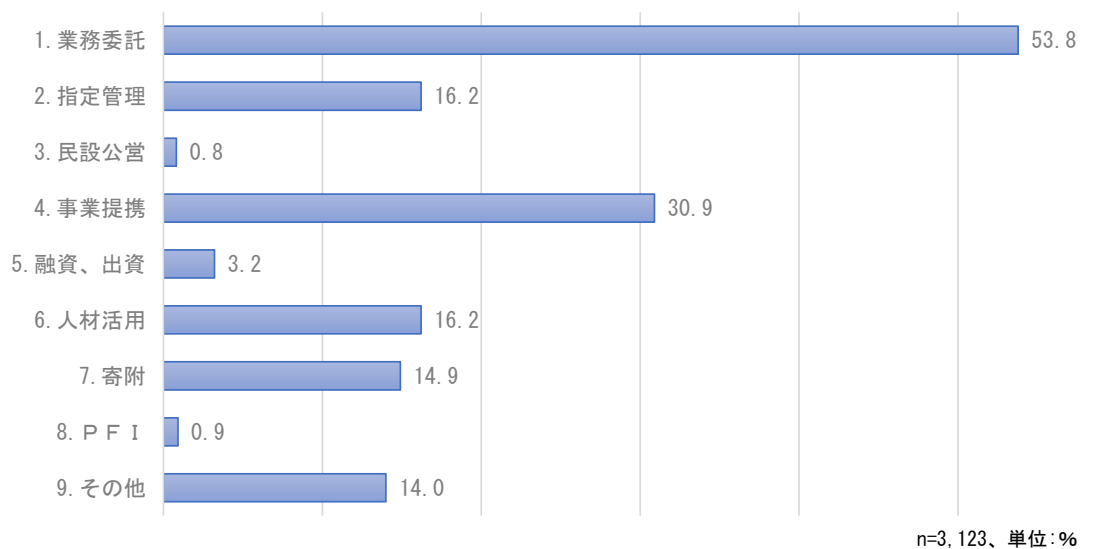
② 官民連携形態

認定地域再生計画について官民連携形態をみると、「1. 業務委託」が 53.8%で最も多く、次に「4. 事業提携」が 30.9%となっており、「2. 指定管理」と「6. 人材活用」が 16.2%となっている。

認定地域再生計画の事業を推進するためには、地方公共団体では担当職員の人数が限られており、また、事業を熟知した人材が必ずしも確保できるものではないことから、認定地域再生計画の中の事業に組織として精通している企業・団体に業務委託や事業提携を行うケースが多くなっていると考えられる。

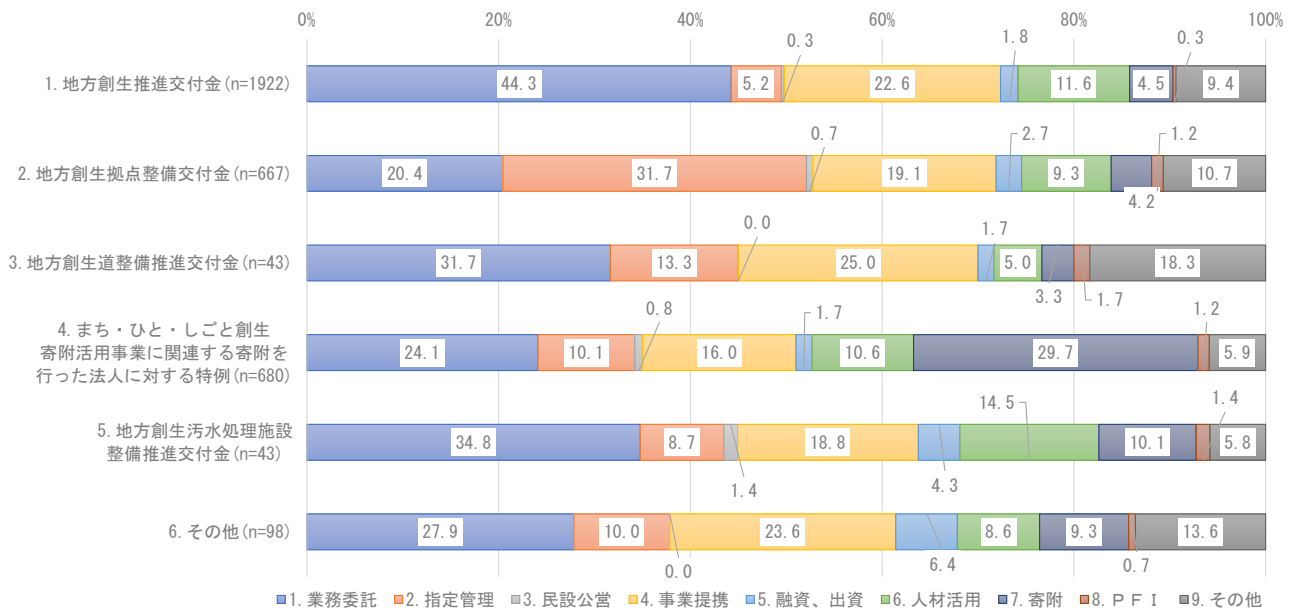
官民連携事例のヒアリングでは、「連携事業者が、全国で多数の6次産業化ブランディングや講演、スクール開催実績があり、商品企画の立ち上げから販売まで一貫したサポート体制が構築されていることを理由に業務委託の形態による官民連携を行った」という例も見受けられた。

図表 12：官民連携形態



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

図表 13：支援措置別の官民連携形態



③ 官民連携事業を行うことによるメリット

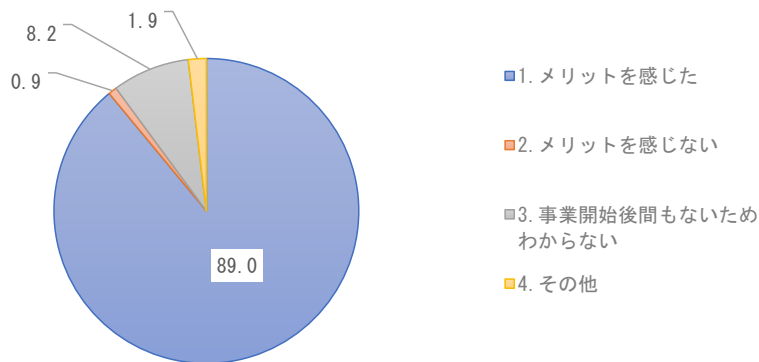
認定地域再生計画について、官民連携事業を行うことによるメリットを感じたかをみると、「1. メリットを感じた」が 89.0%、「2. メリットを感じない」は 0.9%となっている（図表 14）。

認定地域再生計画について、官民連携によりどのようなメリットがあったかをみると、「1. 民間の技術やノウハウの活用」が 81.6%で最も多く、「3. 民間の人材を活用」が 50.6%、次いで「2. 民間の資金を活用」が 21.8%となっている（図表 15）。

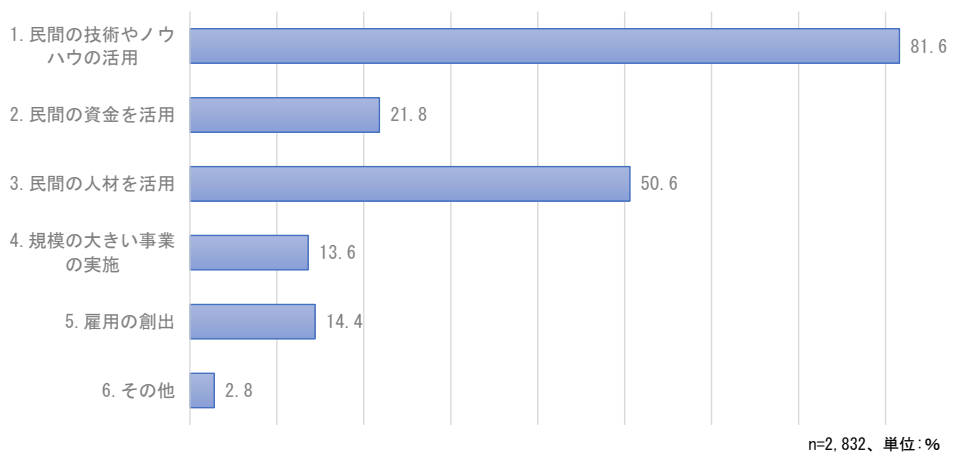
官民連携事業による地方自治体のメリットとしては、事業推進におけるスピード感、技術力や高品質な製品、柔軟で独創的なアイデア等、民間の得意とする力を効果的に活用できる点が多い。一方、民間のメリットとしては、収入が確実に得られる業務を行えることや、官との連携により取引先企業や住民から安心感や信頼感を持たれることによって、社会的信用が得られ、事業を進めやすくなるなどの点が挙げられた。

地方公共団体と民間のリソースを有効に使い、双方のメリットを生かし、短所を補い合うことで、認定地域再生計画の事業推進をスムーズに行っている様子が見られる。

図表 14：官民連携事業を行うことによるメリット



図表 15：官民連携事業によるメリットの内容



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

④ 官民連携の取組に関するヒアリング調査結果

目標達成率が高かった地域再生計画を作成している自治体を対象に、官民連携の視点からヒアリング調査を行った。ヒアリング調査を行った認定地域計画は下記のとおりである。

- ・石川県珠洲市
「能登半島の先端にレジリエントな「知」と「共創」のSDGsプラットフォームづくり」
- ・山梨県丹波山村
「森の資源循環を活用した村内事業者育成事業～仮設住宅を「RE:ハウス」して雇用創出～」
- ・長野県立科町
「アイデアソンを起点とした中小事業者の稼ぐ力向上支援と関係人口創出事業計画」
- ・和歌山県紀の川市
「紀の川市 ローカル×クリエイター共創プロジェクト」
- ・福岡県八女市
「世界で最も有名なお茶の聖地 YAME プロジェクト」
- ・宮崎県高千穂町
「地域と協働する高千穂高等学校魅力化プロジェクト計画」

官民連携の取組事例に関するヒアリング調査の主な内容を整理すると、以下のとおりである。

【官民連携のメリット】

■ 地方公共団体側

- ・ 地方公共団体は縦割りのため、日々の業務に追われることが多いので、民間の専任スタッフを確保することで柔軟な対応、動きができる。
- ・ 民間事業者のつながりやプロのネットワークなど、民間のリソースを活用できる。
- ・ 地方公共団体のアイデアベースの事業をブラッシュアップできる。
- ・ 地域住民が市役所より民間企業の方が相談しやすい雰囲気がある。
- ・ 民間のリソースを活用し、全国の優秀なクリエイターを募集できる。
- ・ 関係人口づくりや地方創生に関わる将来を担う人材の育成につながる。
- ・ 民間の知恵や経験を活かすことにより、事業の収益化、採算性の確保、事業の継続につながる。
- ・ 外部の知識やノウハウの習得につながる。

■ 民間側

- ・ 民間企業としては、小さいながらも仕事が生まれることを期待できる。
- ・ 官民が連携していると他の事業者としても事業に入りやすい。
- ・ 行政や地域との連携による新たなビジネスアイデアを構築することができる。

- ・ 行政が関わることで新しく小規模な会社でも、安心感や信頼感を持たれる。
- ・ 自治体が間に入ってコーディネーターの役割を果たすことにより、地元からの雇用がしやすくなる。
- ・ 学校は、政策立案や地域との連携などの経験があまりないので、地域に根差した学びを展開できる。
- ・ 森林の伐採に当たっては、所有者の探索、交渉などは民間事業者が独自で行うより官民が連携して実施することにより所有者の納得感を得やすく、事業の実施がスムーズになる。
- ・ 官からの業務委託により、事業実施に必要な資金をある程度確保できる。
- ・ 小規模な企業単体では難しい大きな事業に参加できる。

【官と民それぞれの役割分担】

■ 地方公共団体側

- ・ 市の広報媒体やHPを使った事業の周知。
- ・ 委託業務範囲外で発生する追加的な業務（例：会場準備など）。
- ・ 利用する森林の選定、土地所有者との交渉、開発する製品の企画等の実施。
- ・ 商談やヒアリング等への同行。

■ 民間側

- ・ 産学官金で共同運営コーディネート機能を有するワンストップ窓口業務を行う。
- ・ プロ人材の地方への還流を図り、関係人口づくりに携わる。
- ・ 現地の空き家を活用した活動をしている人や現地で活躍している人をスピーカーに、現地で行われていることや事業化に向けた取組をアップデートする。
- ・ 民間企業を中心とした人的ネットワークを拡大するため、運営委員のネットワークなどから、企業に所属している人も案件に応じて紹介する。
- ・ 加工商品開発コンテストの企画、運営業務。
- ・ 最優秀企画の商品化、販売サポート、展示会出展業務。
- ・ 認定ブランドの企画業務。
- ・ 講演会、スクール、個別相談会の開催。

【事業運営で工夫している点】

■ 情報共有

- ・ 連携する事業者が別々に動くのではなく、事業の進捗状況や今後の取組内容を共有することで相乗効果を図るため、定期的な打合せや互いのリソースを提供し合っており。
- ・ 起業したい、商品開発を行ってみたい人たちや市内の相談者の案件とマッチングできないかなど、密に日頃から連携している。

- ・ クリエイターが地域に入る際には、スタッフが同行することで、円滑にプロジェクトが進むようにファシリテートしている。

■ オンライン活用

- ・ コロナ禍で集まることが難しいため、オンサイトでのミーティングやバーチャル空間で交流の場を設けたりしている。バーチャルスペースであるメタバースを使って、町を再現した空間を会場として、今まで関わった人たちを対象にイベントを行っている。
- ・ コロナ禍に対応するため、オンラインによる講習などの取組を行う。

■ 他の団体等との連携

- ・ 廃校となった小学校を大学が活用し、そこに入居する3団体が連携を取りながら事業を進めている。
- ・ 外部のクリエイターの目線を入れることにより、地域の中だけでは頭打ちになりやすい事業性や新規性等の要素を高めていく。
- ・ 市内の小中学校との連携による教室の開催。

■ バックアップ体制

- ・ プログラム終了後も独自のネットワークを設け、相談も可能な体制としている。
- ・ 事業終了後でも、引き続き、取組をフォロー・継続できる形を取っている。

■ PR 活動

- ・ 市内に広報紙やチラシを配り、チャレンジする人の募集をしている。
- ・ 民間のリソースやネットワークを活用した外部への見せ方や事業への参加意欲の向上を狙った広報戦略を構築している。
- ・ 収益性の確保のため、ふるさと納税など、首都圏のマーケットを意識した商品開発をしている。

■ 連携力の強化

- ・ 民間に全てを任せるのではなく、行政も積極的に運営へ参加することで、民間と行政の連携力を強化できるようにしている。
- ・ 包括連携協定を結んでいる企業と事業に取り組んでおり、連携しやすくしている。

⑤ 官民連携を伴う地域再生計画を作成するに至った経緯

自由記述により、官民連携を伴う地域再生計画を作成するに至った経緯を尋ねたところ、以下の記述があった。

■ ノウハウの活用・誘致

- ・ 当市への本社機能の誘致を促進するため、当該地域再生計画を作成した。
- ・ 民間のノウハウを基にしたソフト事業の展開が期待されたこと。
- ・ 専門的知識を活用し施策を展開するために民間事業者と連携した。
- ・ 海外での販路を確立している企業との連携が可能となったこと。
- ・ 健康づくりに県民運動として取り組むためには民間の協力が不可欠であったため。
- ・ 自治体にはないノウハウ・技術を活用して事業を実施するため。
- ・ 市だけでは難しい事業であり、民間との連携が必要であったため。
- ・ 産業分野の取組であり、企業等の協力が必要であったため。
- ・ 施設運営を行うに当たってノウハウのある民間との連携は必須であったため。
- ・ 地場にIT業界における知見を有する者の確保が非常に困難であったため。

■ 地域内での連携

- ・ 地域の企業のニーズを踏まえた事業実施が必要であるため。
- ・ 地域のまちづくり法人のネットワーク及び人材を活用する必要がある事業であったため。
- ・ 町内企業から地方創生応援税制を活用した寄附の申し出があったため。
- ・ 大学法人との連携により学術面のサポートが可能となるため。

■ その他

- ・ 施設運営管理業務を委託しており、製造量の拡大対応にあたっての人材確保のために作成した。
- ・ SDGs目標への取組には、官民連携プラットフォームの構築を予定しているため。
- ・ オリパラのレガシーとして官民連携の協議体を活用して施策を検討したため。
- ・ 包括連携協定により専門的な知識や見地、新しい発想が得られるため。

また、官民連携の取組事例に関するヒアリング調査からは、官民連携を伴う地域再生計画を作成するに至った経緯について、以下の回答をいただいた。

- ・ 以前から行っていたイベントを単にイベントとして終わらせるのではなく、継続・発展させるために、官民連携を柱とする地域再生計画を策定した。
- ・ 周辺市町が2011年にGIAHS（世界農業遺産）に認定され、2018年にSDGsの未来都市に選定されたことを機に、SDGsの考え方でもある「環境、社会、経済」の3側面から統合的な課題解決に取り組むことを目的に、連携組織を立ち上げた。

- ・ 基幹産業の活性化を図るため、全国で多数の6次産業化ブランディングや講演、スクール開催実績があり、商品企画の立ち上げから販売まで一貫したサポート体制が構築されている民間企業と業務委託の形態による官民連携を行った。
- ・ 地元にある県立高等学校の存続を図るためのプロジェクトを当該高等学校及び県と連携して立ち上げ、地元で立地したIT企業とも連携し、高等学校の魅力向上に取り組むことになった。
- ・ 中核的な産業であるお茶のブランド力アップを図るため、地域の関連事業者が一体となって事業に取り組むことになった。
- ・ 役場において3年間林業に携わった地域おこし協力隊員が、現場の経験を積み、林業の会社を創業したことから、行政からの業務委託で、伐採から商品開発、最終的な販売までの6次産業化に取り組むことになった。

⑥ 官民連携に当たっての課題

自由記述により、官民連携に当たっての課題について尋ねたところ、以下の記述があった。

■ 人材不足

- ・ 事業発展・範囲拡大に伴う民間プレイヤーの増加とそれに対応する自治体職員の人材が不足している。
- ・ 高齢化や人材不足が課題であり、引き続き地域の魅力の情報発信や人材育成が必要。

■ 財政不足

- ・ 交付金がなくなった場合、自主財源のみでの運用は難しく、事業の継続には自治体による財政支援が必要である。
- ・ 本計画にて設定している事業について、企業版ふるさと納税による民間企業からの財政支援を募集している。
- ・ 官民連携というが、財政的にも豊かではない地方の小規模自治体と連携を組む企業は少ないと思われる。
- ・ 経費に予算や人員が割かれにくい状況にあるため、官民連携の適切な評価が出来ていない状況である。また、国の統計も年々予算が削減され、周辺自治体との定量的な数値比較が困難になりつつあるため、統計の充実や事業効果の把握に必須である調査費への支援をお願いしたい。
- ・ 事業実施に当たって、民間資金をより活用していく仕組みの構築が課題である。

■ 連携先の発掘・マッチング

- ・ 連携できる企業とのマッチングが課題となっている。
- ・ 連携が可能な民間業者の選定、課題に対してのマッチングが課題。
- ・ 事業に見合った企業とのマッチングなど官民連携を行うノウハウが足りない。
- ・ 企業版ふるさと納税について、企業とのマッチング機会がない。
- ・ 民間事業者への寄附募集のアプローチや連携事業とのマッチングに課題がある。
- ・ 地方創生に真剣に取り組んでくれる企業とのマッチング機会がない。

■ 官民連携の推進に当たって

- ・ 行政からの要請だけでなく、民間からの主体的な事業や提案を引き出すことが課題と感じる。
- ・ それぞれ独立している為、情報連携など進捗の共有が課題となっている。
- ・ 官民連携による地域再生計画の事例等について知見がない。
- ・ 官民連携のノウハウや取組事例がなく、具体的にどのように取り組んでいくのかが分からない。
- ・ 事業の主旨を官・民双方が良く理解しつつ、その役割分担について十分に協議する必要

がある。また、「官」側には「儲ける」という概念が希薄であることから、「民」の収益性を求める姿勢を事業に取り入れる必要がある。

- ・ 官民連携による事業効果が不透明であることが、官民連携を進める上での課題である。
- ・ 補助金交付終了後の収入確保と持続的な経営の難しさに課題がある。
- ・ 民間企業からの申し出をきっかけに当該地域再生計画を作成しているが、庁内における官民連携の機運醸成が課題となっている。
- ・ 連携事業にスピード感・柔軟性を持たせるための契約手法や入札方法などに課題がある。
- ・ 事業分野が広範囲にわたるため、官民連携を行うに当たり意見取りまとめの事務量が膨大となり負担増になる。

また、官民連携の取組事例に関するヒアリング調査からは、官民連携に当たっての課題について、以下の回答をいただいた。

■ 住民の理解・外へのPR

- ・ 意欲的な民間事業者との連携、他の民間事業者を含む住民への理解の促進。
- ・ 地元のお茶に係るPRや、輸出などでお茶の価値を高めながら、広く知っていただくための協力体制が必要。
- ・ 事業の自走のためには、地域と協働するための仕組みづくりが課題。
- ・ 地域住民に新たな事業が認識されるまでの4～5年程度の間にはかに事業を進めて行くかの検討が必要。

■ 事業継続のための財源確保・収益力向上

- ・ 目に見える事業化・収益化を確実に進めていくことが重要。
- ・ 高校の同窓会やOB会、民間からの寄附など、事業を自走させるための道筋をつける必要がある。
- ・ 本事業の計画期間では地域経済活性化の目的は達成されていないため、今後も引き続き取り組んでいく必要がある。
- ・ 単なるイベントではなく、地域の事業者が稼ぐためにはどうすればいいか、外からの目で刺激し、外からの人材を中に入れていくことで地域全体の底上げを図っていく必要がある。

■ 民間の柔軟な発想・ニーズへの対応

- ・ 事業を年度途中で拡大したいという民間の意向があつたとしても、行政の予算編成は議会の承認が必要になるため、機敏な計画変更を行うことが難しい。また、民間の柔軟な発想、ニーズに応えていかなければならない。
- ・ 連携して事業を行うことで、地域の事業者の目の色や言葉がポジティブになっていくため、お互いに目線を合わせ、しっかりと地に足をつけて事業を進め、コミュニケーションを取りながら実行していく必要がある。

- ・ 人材の確保に苦勞しており、経済分野の取組がなかなか思うように進んでいないこともあり、今後も民間企業と連携しながら取り組む必要がある。

＜政策への反映の方向性＞

持続可能なまちづくりや地域経済活性化に向けての事業を推進するにあたり、地方公共団体が民間事業者に望んでいることとしては、コスト削減や効率化、担い手不足の解消のほか、新たな雇用の創出、民間事業者のアイデアやノウハウによる関係人口の増加、収益事業の創出などが挙げられる。また、官民連携手法としては、公共事業の運営等を行政と民間が連携して行う業務委託や事業提携が多く、そこに株式会社や一般社団法人、商工会やNPO法人など、多岐にわたる民間の創意工夫を活用して効果を上げている例も見受けられる。

一方、多くの民間企業にとって、地域再生やSDGsに取り組むことは社会的責任を果たし企業価値を高めることにつながる。単独の事業では難しい案件でも、地方公共団体と連携することで信頼構築やコンソーシアムづくりがサポートされ、大きな事業に取り組むことができる。官民連携について共に考え、アイデアを出し合うワークショップの開催やフィールドワーク、研修会などを経て、解決策を検討しながら事業を推進している事例が多い。

優良事例として取り上げ、ヒアリング調査を行った中では、自治体が抱える課題の解決に向けて民間企業が自治体と住民の間に入る「橋渡し役」として事業の伴走を行い、地域の良い前例を作ることで持続可能な地域運営を推進している事例がある。（事例集参照：長野県立科町）また、自治体と民間企業のそれぞれの強みを生かし、双方の利益を考え、官民連携の計画から実行までを協議会等で行っている事例（事例集参照：福岡県八女市）や、時代の大きな変化により、企業が社会課題の解決を自治体の事業に結び付け、技術力やノウハウを生かしながら新たな商品開発を支援している事例（事例集参照：和歌山県紀の川市）などがある。

地方公共団体は、行政内部の知識や手法だけでは解決が困難な地域課題に対し、民間のアイデアや提案により効果的に課題解決に結びつくこと、民間技術やノウハウを取り入れることで新たな解決策や地域の価値を生み出すことにつながるという官民連携の意義を理解し、地域経済の持続的な発展に向けて官民連携に着手する必要がある。そのためには、地方公共団体における課題解決に適した民間団体についての情報収集等のネットワーク力の向上も重要である。また、全国的に地域再生を推進していくためには、地方での民間主体の雇用の創出、民間による志向、視点、ビジネス感覚等を含め、民間の力が不可欠であり、地方公共団体だけではなく民間企業に対しても地域の実情に応じた様々な官民連携の好事例を展開していくことが効果的だと考えられる。

加えて、官民連携においては、民間企業の状況次第で事業も影響を受けてしまう可能性があることや、事業の中心となる民間人材の継承等の課題があり、事業の成果を出すことと同時に継続性を確保することが重要になってくる。地方自治体は、民間が得意分野で良い知恵を発揮できるように自由度を与えるとともに、将来的にその良さを継続させるためPDCAやモニタリングを行いながら継続できる事業の仕組みを構築していく必要がある。

3. 評価のまとめと次年度に向けた課題

今年度は、支援措置による違い、新型コロナウイルス感染症拡大の影響、官民連携の在り方に焦点を当て、地域再生に資する施策の評価に向けた分析を行った。

認定地域再生計画において活用されている支援措置を見ると、「地方創生推進交付金」と「地方創生拠点整備交付金」、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」が全体の89%を占めており、地方公共団体にとって活用しやすい支援措置であることがうかがえる。

一方で、支援措置の種類は豊富にあるため、地方公共団体や民間団体がそれぞれのニーズに適した支援措置に気づくことができずに支援措置によっては有効活用されていない可能性がある。地域再生制度や支援措置のより一層の周知・普及を図ることが重要であり、様々な形における事例の紹介など、継続した情報の発信が必要と考えられる。

あわせて、「計画の策定、モニタリングに労力を要する」ことや「フロー図などを用いて簡単に手続が必要か否かを判断できるようにしてほしい」、「事務が煩雑なうえ、計画策定までの期間が短い」といった地方公共団体の事務手続面での負担軽減への対応も引き続き必要と考えられる。

また、認定地域再生計画の目標達成状況を支援措置別にみると、目標を大幅に上回っている計画が最も多い割合となっているのは地方創生推進交付金であった。コロナ禍の影響を受けている事業がある一方、コロナ禍を踏まえた事業において活用されている割合が最も多いのも地方創生推進交付金であり、ソフト事業に対しても柔軟な活用がしやすいと言える。

特定の支援措置の活用について、地方公共団体からの課題・問題点・改善点等の自由記述の中で「地方創生推進交付金」は「非常に自由度の高い交付金である」との意見が多く見られた。また、「地方創生拠点整備交付金」は、「適用条件の緩和」を求める意見があった。

地域再生計画の作成においては、都道府県と市町村が広域連携を行うことにより、単一の地方公共団体の枠にとらわれない事業の推進、また、規模の小さい地方公共団体では取り組むことが難しい共通の地域の課題解決等を行うことができると考えられる。国としても引き続き地方公共団体の負担軽減に配慮し、申請等の事務手続面での工夫をすることで、多くの支援措置の活用を促していく必要がある。あわせて、地方公共団体が地方創生推進交付金等を活用した事業に取り組む際に自己負担分の財源も確保できるよう、企業版ふるさと納税の活用が可能であることの周知等を通じて、事業の推進を促していくことも効果的であると考えられる。

長引くコロナ禍の中でも地方公共団体によっては、現状に適応したうえで、工夫を凝らし柔軟に事業へ取り組んでいる事例も見られる。また、新型コロナウイルス感染症拡大による生活や社会の変化により、想定以上の効果を上げている認定地域再生計画も見受けら

れる。オンライン・Web の活用を始め、サテライトオフィスの開設やテレワーク環境の整備などの新しい生活様式を意識した、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた取組が今後も増えてくることが想定される。画期的な事業、効果的な工夫等は横展開を図ることが大切になってくる。

官民連携の取組を後押しするためには、既存の官民連携の取組を事例集として公表していくことが効果的だと考えられる。事例集の公表に当たっては、単なる事例紹介にとどまらず、本評価書で言及したような官民連携のメリット、官と民それぞれの役割分担、事業運営で工夫している点、連携するに至った経緯や背景などを公開することが、それぞれの地方公共団体が地域の実情や取組内容に応じてどのように連携することが望ましいのかを検討する上で役立つものと考えられる。

今年度の調査では、官民連携事業の優良事例集を作成した。官民連携の持つメリットなどについて、地方公共団体と民間団体に対してより広く周知し、多くの地域で民間の力が効果的に取り入れられた地域再生計画の作成につながるよう、国や都道府県から支援することが望まれる。具体的には、ホームページ等を活用した好事例の紹介、説明会の開催、都道府県から市町村への地域再生計画作成の声掛けを促進するなど、周知活動の拡充が効果的だと考えられる。加えて、プラットフォームの活用や民間事業者へのサウンディングを行うことで、地域の現状や課題を知り、適切な事業計画を策定することも有意義である。

一方、地方公共団体においては、人材不足や財源不足への対応が課題となっており、民間の自由な発想やニーズに応える柔軟な姿勢が求められるところだが、地方公共団体によっては、企業と連携におけるマッチングが課題になっている、もしくは、官民連携を行うノウハウが足りないなどの意見もあり、こういった要因を取り除くことも国の重要な役割である。